



もうすぐ卒業

～MY FAVORITE MOMENT & BRILLIANT LIFE～

富田林高校千早赤阪分校では、3年生が分校で学んだ集大成として、卒業作品をファッションショー形式で披露する発表会を毎年行っています。

1月29日(日)、今回から会場を地元のくすのきホールに移して開催。発表会では、3年生35人全員が自作のパーティードレスやワンピース、スーツなどを軽快な音楽に乗り、自らモデルとなって披露。また、応援で1年生25人、2年生18人も、ワンピースなどの日常着を披露しました。

スポットライトに照らされ発表会メインであるウエディングドレスがステージに現れると、会場からは一斉にカメラのフラッシュがたかれました。

エンディングでは、家族や友達から花束が贈られ、製作の苦労や感動で涙ぐむ生徒も。華やかなショーで、つめかけた見学者を楽しませました。

富田林高校千早赤阪分校
被服卒業作品発表会



『地震への備え』 してますか？

1月17日午前5時46分ごろ、兵庫県南部を中心とした広い範囲で強い地震が発生しました。この兵庫県南部地震は、各地に多大な被害を与えました。神戸市などでは、電車や高速道路の高架が倒壊したり、電気や水道が寸断したり、都市機能がマヒ状態に陥りました。

■ご支援ありがとうございました

戦後最大規模の震災に対応するため、村では、村民の皆さんの温かいご協力で集められた食料や衣料、毛布などの救援物資を大阪府救援対策本部を通じて被災地へ届けました。

村民の皆さんの迅速な対応やご協力、本当にありがとうございました。今後も変わらぬご支援、ご協力をお願いします。なお、義援金や救援物資は、引き続き社会福祉協議会で受け付けています。



村社会福祉協議会は、2月14

■西宮で炊き出し

日、地震の避難地になっている兵庫県西宮市立甲東小学校で、豚汁の炊き出しを行いました。当日の昼食時、村社会福祉協議会ボランティアグループや、民生委員、婦人会などに大向村長をはじめ村職員も加わり、被災者に温かい豚汁600食分を配りました。

■日ごろから取り組みましょう

村では、幸いにも火災の発生

など大きな被害はありませんでしたが、私たちに大きな動揺を与えました。災害は、いつ起こるか分かりません。この機会に、地震に対する備えをもう一度確認し、日ごろから気を引き締めて防災に取り組みしましょう。

■家庭で開く防災会議

家庭で防災について話し合うポイントとは、いざというとき、家族一人ひとりがどういう行動をとればよいかということです。地震のときに、慌てず効率よく防災に当たるためには、とても重要なことです。例えば、

■避難路や避難場所の確認

ほくは学校、お父さんは会社、お母さんは買い物というように、家族がバラバラのときがあるに、このようなときのために、あらかじめ集合場所を決め、いつでも家族が集合できるようにしましょう。

〈問い合わせ〉総務課

避難所一覧表

避難所	避難地区	電話
赤阪小学校	森屋、水分、川野	⑦20205
自然休養村管理センター	森屋	⑦21447
森屋公民館	森屋	⑦20427
役場庁舎別館	水分	⑦20081
水分公民館	水分	—
北水分老人憩の家	水分	⑦20960
くすのきホール	水分、河原	⑦21300
川野辺老人憩の家	川野	⑦20425
富田林高校千早赤阪分校	桐山	⑦20027
桐山老人憩の家	桐山	⑦21785
二河原辺集会所	二河原	—
千早小学校	吉年、小吹、中津原、東阪	⑦20050
吉年老人憩の家	吉年	⑦21035
小吹老人憩の家	小吹	⑦20421
中津原集会所	中津原	⑦20439
下東阪老人憩の家	東阪	⑦20429
上東阪老人憩の家	東阪	⑦20435
海洋センター	東阪、吉年	⑦27183
多聞小学校	千早	⑦40102
千早老人憩の家	千早	⑦40119
小吹台小学校	小吹台	⑦27100
小吹台老人憩の家	小吹台	—

■わが家の防災チェック

固定していない大型家具や電化製品などは思わぬ凶器になります。火災防止とともに忘れてはならないのが、こうしたものの転倒・落下対策です。

わが家の安全度チェック！

●不安定な屋根上のアンテナや屋根瓦は補強する。

●棚やタンスの上に重いものを置かない。家具は固定できるものは固定する。

●ベランダの植木鉢などの整理整頓を。

●食器棚やサイドボードなどのガラス戸が割れて散乱しないように、粘着テープ（幅50mm・間隔50mm程度の等間隔）や透明フィルムを全面に貼っておこう。窓ガラスはできれば網入りを使用したい。

●本棚やロッカーなどの収納物は、軽いものを上に、重いものを下に置く。

●テレビは高いところに置かない。

●ブロック塀や石垣の崩れは補強する。

●プロパンガスのボンベは鎖でしっかり固定する。

輸血用の血液が必要

兵庫県南部地震により輸血用の血液が必要となっています。被災地では、十分な献血が実施できる状況ではありません。また、血小板のように採血後72時間しか有効期限がないものもあるため、毎日安定した人数の献血が求められています。

●献血にご協力を

移動献血車が来ますので、献血にご協力をお願いします。（成分献血もできます）

3月24日（金）
午前10時～正午
午後1時30分～4時
（小吹台連絡所）
（役場庁舎前）

〈問い合わせ〉
千早赤阪村献血推進協議会
☎ ⑦20081



元気いっぱい笑顔いっぱい

■千早赤阪第一保育園の生活発表会■

千早赤阪第一保育園の第14回生活発表会が、2月19日(日)くすのきホールで行われました。合奏「アイアイ」や劇「15匹のこぶた」などバラエティー豊かな内容で、園児たちの精一杯の演技やN・Gシーンなどに超満員の会場から盛んな拍手が飛んでいました。

また、3月で卒園するばら組の園児たちが、大きくなったら「Jリーグの選手」「看護婦さん」「社長」になりたいなどと、一人ずつスポットライトを浴びながら、将来の夢を発表しました。

そして、エンディングは、すっかり第一保育園の名物となった「千早太鼓」で幕を閉じました。



金剛山で救援活動

■金剛山樹氷登山■

金剛山上の府民の森はや園地ピクニック広場で1月22日(日)、金剛山樹氷登山が行われました。

前夜からの雨にもかかわらず、朝早くから親子連れやグループが冬山を散策。毎年、「樹氷まつり」として親しまれてきたイベントですが、今回は兵庫県南部地震の直後であり、「金剛山樹氷登山」として実施され、被災者救援活動としてチャリティーオークションなどが行われました。



和やかにナイスショット

■第9回村民ゴルフ大会■

村ゴルフ連盟主催の第9回村民ゴルフ大会が2月7日(火)、グロワールゴルフ倶楽部で行われました。

大会には83人が参加。親しい仲間と、くつろいだ雰囲気の中で、日ごろの腕を競い合いました。

また、この大会において阪神・淡路大震災へのチャリティーも併せて行われました。

大会の結果は、次のとおりです。なお、ベストグロス賞は、グロス78で赤阪 進さん〔写真下・中央〕が獲得しました。

優勝 谷 準二〔写真下・左〕
(ネット70.8、グロス84)

準優勝 矢倉弘文〔写真下・右〕
(ネット71.4、グロス93)

<敬称略>



おいしかったよ

■赤阪幼稚園の学校給食試食会■

4月から小学校に通う各幼稚園の年長組の園児たちが、学校給食の試食会を行いました。

赤阪幼稚園は2月8日(水)、学校給食センターで試食会を行いました。職員から給食センターの仕組みなどの説明を聞いた後、年長組と保護者など43人が、当日小学校に配られるメニューと同じ学校給食を試食。「嫌いなものが入ってないかな」と心配していた園児たちも、お父さんお母さんと一緒に、楽しく最後まで残さず食べました。



郷土の味に挑戦

■郷土の料理講習会■

村の特産品を使い料理を楽しむ「郷土の料理講習会」が1月24日(火)、自然休養村管理センターで行われました。

講習会では、おこわや豆腐粉の煮物、ミカンジュースなどに挑戦。村の生活改善グループである農生連絡協議会の指導のもと、参加者は初めての料理に腕をふるいました。そして、できあがった郷土料理をみんなで楽しみました。

料理の指導したメンバーは、「今後も季節の野菜を使った料理講習会を行うので、皆さんぜひ参加してください」と話していました。



健全育成に取り組む

■第13回千早赤阪村PTA大会■

村PTA連絡協議会主催の第13回千早赤阪村PTA大会が2月1日(水)、くすのきホールで行われました。

大会では、PTA連絡協議会母親部会から「これからの親子関係のあり方」をテーマに事例を発表〔写真〕。また、赤阪幼稚園PTAの事例発表や、教育評論家の高橋 敷氏の記念講演が行われ、参加者たちは熱心に聞き入っていました。





青春じゅずつなぎ (58)

Kihara Nobutaka
小吹台 木原 庸貴 さん

<19歳・魚座>

■職業は……

予備校で大学に行くための勉強をしています。

■趣味は……

スポーツは、見るのも、するのも大好きです。特に野球が好きで、高校では硬式野球をやっていました。プロ野球では、阪神タイガースのファンです。今度、中学校の同級生で草野球のチームをつくろうと思っています。

■休日の過ごし方は……

一応、勉強しています。受験が終わったら友達とどこかに旅行する予定です。

■夢は……

将来、海外で何か仕事がしたいです。また、青年海外協力隊にも参加してみたいです。

■思い出のアルバムから……

1歳のとき、初めて一人でブランコに乗りました。



■千早赤阪村について……

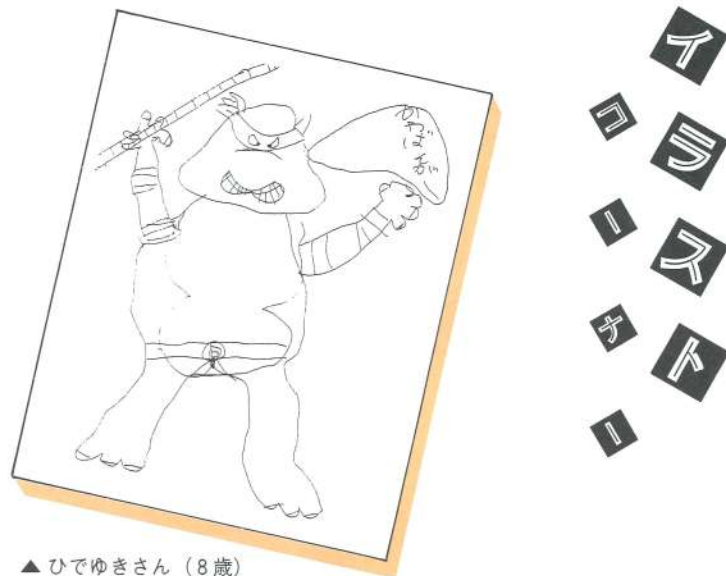
自然がいっぱいあっていいところだけど、鉄道の駅までの距離が遠いですね。

■来月号は……

幼なじみの山根 卓さんです。

■山根さんへメッセージを……

野球のチームをつくろう!



▲ひでゆきさん (8歳)

わがやのホームページ



小吹台 あつち たける ちゃん

(厚地 駿)

—平成6年7月11日生まれ—

わが家のタア君。笑った顔がパパ似の愛きょう者です。最近、何でも口に入れてしまうので、目が離せません。

自分の考えをハッキリと持ち行動できる、気持ちの優しい人になってほしいと思います。

—母・朱美さん談—

第3回カラオケ大会開催

大会開催

カラオケ同好会では、第3回カラオケ大会を開催します。今回は民謡クラブなどが応援踊りあり、飛び入りありの楽しい大会にしますので、皆さんぜひお越しください。
日時 3月11日(土) 午後5時
場所 くすのきホール(ホール)
入場 無料
お問い合わせ
・仲野 是司 0137
・大西 忠吉 21439



赤阪小学校6年
松原 未来 さん
(まつばら みき)

わたしの夢

私の将来の夢は、ピアノをうまくひけるようにし、先生になることです。理由は、今、ピアノを習っている先生みたいにうまくひきたいからです。

私は、小学校に入るまではエレクトーンをし、今はピアノをしています。先生に、よくおこられたけれど、それなりにがんばっています。難しく、ピアノがいやになったりしたこともあるけれど、やっぱり、ピアノが好きです。

まだまだピアノを上手にひけないけれど、努力して良い優しい先生になりたいです。

これからも、ピアノをがんばってひいていきたいと思います。



千早小学校6年
桜本 佳寛 君
(さくらもと よしのり)

ぼくの夢

ぼくの将来の夢は、Jリーグに入ることです。なぜかという今、サッカーをやっているからです。

もしJリーグに入れたら、第一希望は清水エスパルス。第二希望はサンフレッチェ広島。第三希望は横浜マリノス。

Jリーグでかつやくできるようになったら、オールスターに出たいです。オールスターに出たら、次は日本代表に選ばれて、日本代表で試合をしたいです。日本代表に選ばなくても、オールスターには出たいです。

この夢が実現できるようにがんばりたいです。

おたより 待ってます

「みんなのひろば」は村民の皆さんのページです。

- ぼくの夢・わたしの夢：対象は小学生です。原稿用紙へ200～300字にまとめ、応募ください。写真は広報係で撮影します。
- イラストコーナー：イラストや絵などの作品をお待ちしています。はがきにサインペンなどで黒1色で描いてください。
- わがやのホームページ：対象は5歳までの乳幼児です。応募された写真は掲載後返却します。

応募の注意：はがきや手紙には、住所、名前、年齢、電話番号、そして掲載時に匿名を希望する人は、ペンネームを必ず書いてください。

切手
千早赤阪村水分180
千早赤阪村役場
広報はやあかさか係
住所・名前・年齢・電話番号

▲あて先

ご意見・感想をお待ちしています。

住民課人権啓発係

都市計画法導入に向けて

29

都市計画区域指定後の開発と建築については数回にわたって掲載しましたが、都市計画法導入が近づきましたので、もう一度紹介します。

都市計画区域指定後の開発と建築について

建築確認

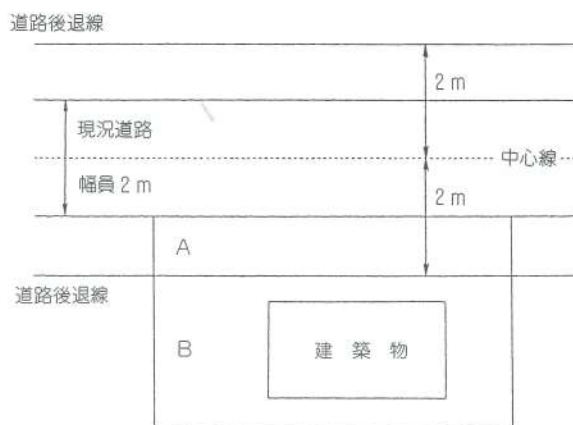
建築物の敷地、構造、建築設備の安全性等について、建築基準法等に適合するものであるかどうかの確認を受けるものです。都市計画区域指定後は、すべての建築物の新築、増築、改築、移転等の場合にこの確認が必要となります。確認をするのは、村の場合、大阪府の建築主事です。

接道規定

都市計画区域内で建築物の建築を行うときには、その敷地は原則として幅員4m以上の道路に2m以上接する必要があるとす。新たな開発の場合は、このような道路が必ず必要です。この「幅員4m以上の道路」には、①公道、②公道として2年以内に造られるものとして指

定されたもの、③私道で一定の技術的基準に適合して、その位置の指定を受けたもの（このような道路を「位置指定道路」といいます）、④都市計画区域指定のとき、すでにあった道、の

図 1



AとBの部分の土地が現在の建物の敷地となっているが、Aの部分には新たに建築等はできず、建て替えのときはBの部分の敷地として建築しなければならない。（Aの部分の土地の所有権は変わらない。）

開発許可

いづれかで幅員が4m以上のものが該当します。また、都市計画区域指定の時点で建築物が建ち並んでいるところにある幅員が4m未満の道で知事から指定された場合は、その道の中心線から2mの線を道路の境界線として、建築が可能です。（図1）

に着手することになります。現在村では、開発指導要綱により一定の開発行為については、開発者と協議を行っていますが、都市計画区域指定と同時に開発者との協議事項等について、都市計画法で規定する開発行為との整合性を図るため、開発指導要綱の見直しの作業中です。

「開発行為」の定義

都市計画法では、「開発行為」を主として建築物の建築または特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形状の変更と定義しています。

「特定工作物」とは、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュャープラント等（第一種特定工作物、ゴルフコースや1ha以上の運動・レジャー施設（運動場、遊園地等）、墓園（第二種特定工作物）を指します。

市街化区域における開発行為

市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。しかし、開発区域が500㎡以上の開発行為については、環境の保全、災害の防止の観点から一定の技術的基準に適合しているかの審査を経て、許可を受ける必要があります。

なお、広報平成5年2月号で、市街化区域では1000㎡未満

の開発行為については許可が不要であると掲載しましたが、その後、法令の改正によって1000㎡から500㎡に改正されました。

地域地区

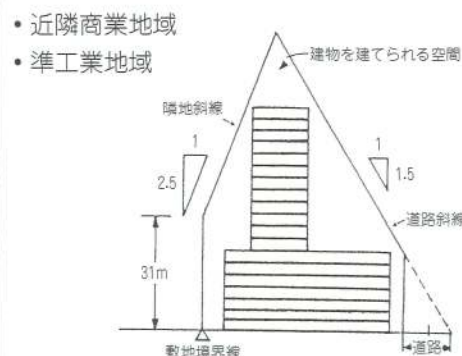
地域地区は、都市計画区域内の土地利用を計画的、合理的に行うため、一定区域内の土地利用等について都市計画として定め、適正な利用と保全を図ろうとするものです。

村の場合、市街化区域内で5種類の用途地域を定める予定で、その区分ごとに開発行為や建築行為に関して建築物の用途や形態等の制限があります。形態等の規制は次のような種類があります。

- ①容積率 建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合
- ②建ぺい率 建築物の敷地面積に対する建築面積の割合
- ③外壁後退距離 敷地の境界線から建築物の外壁までの距離
- ④高さ制限 絶対高さ、道路斜線、隣地斜線（図2）、北側斜線（図3）、日影規制の5種類

建築物の用途と形態等の規制内容は表1、表2のとおりです。

図 2. 隣地境界、道路境界からの斜線制限



- ・近隣商業地域
- ・準工業地域
- ・第一種低層住居専用地域※
- ・第一種中高層住居専用地域
- ・第一種住居地域

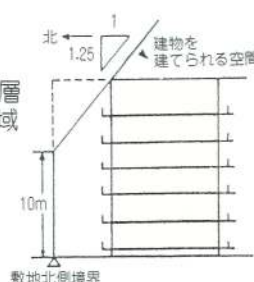


※隣地境界からの斜線制限は適用されない

図 3. 北側敷地境界からの斜線制限



- ・第一種低層住居地域
- ・第一種中高層住居専用地域



このページに示しているのは、用途地域に関して都市計画決定する予定の内容であり、さらに地域を細分化して地区計画制度により規制を加えるところがあります。

表 1. 建築物の用途制限

例	示	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	準工業地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿						
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの						
幼稚園、小学校、中学校、高等学校						
図書館等						
神社、寺院、教会等						
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等						
保育所等、公衆浴場、診療所						
老人福祉センター、児童厚生施設等		1)				
巡査派出所、公衆電話所等						
大学、高等専門学校、専修学校等						
病院						
床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等						
◇ 500㎡以内 ◇						
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店				2)		
上記以外の事務所等				2)		
ホーリング場、スケート場、水泳場等				2)		
ホテル、旅館				2)		
自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎				2)		
マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等						
カラオケボックス等						
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車庫						
営業用倉庫、3階以上または床面積の合計が300㎡を超える自動車庫（一定規模以下の附属車庫等を除く）						
客席の部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場						
◇ 200㎡以上 ◇						
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等						
個室付浴場業に係る公衆浴場等						
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれ少ないもの						
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場						
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれ少ないもの						
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場						
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場または危険性や環境を悪化させるおそれやや多いもの						
危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場						
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				2)		
◇ 少ない施設 ◇						
◇ やや多い施設 ◇						
◇ 多い施設 ◇						

- 1) については、一定規模以下のものに限り建築可能。
2) については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。

表 2. 建築物の形態等の規制

用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	準工業地域
容 積 率	10 / 10	20 / 10	20 / 10	20 / 10	20 / 10
建 ぺ い 率	5 / 10	6 / 10	6 / 10	8 / 10	6 / 10
外壁の後退距離	—	—	—	—	—
絶対高さ制限	10m	—	—	—	—
斜線制限	道路斜線 適用距離 20m	20m	20m	20m	20m
勾配	1.25	1.25	1.25	1.5	1.5
隣地斜線 立上がり 20m	20m	20m	31m	31m	31m
勾配	1.25	1.25	2.5	2.5	2.5
北側斜線 立上がり 5m	10m	—	—	—	—
勾配	1.25	1.25	—	—	—

●市街化調整区域における開発行為

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域なので、原則として開発はできません。しかし例外的に、許可が不要な開発行為と許可を得て可能な開発行為があります。

(1) 許可が不要な開発行為

次のような開発行為は、許可を得ることなくできます。

- ① 農林漁業を営む者の居住用建築物、農林漁業用建築物（畜舎、温室、育種苗施設、農産物や林産物の生産または集荷用建築物、農機具の収納施設等）の建築を目的とする開発行為
- ② 公益上必要な建築物（駅舎、社会福祉施設、医療施設、小・中・高等学校、公民館、役場庁舎、図書館等）の建築を目的とする開発行為
- ③ 国、都道府県等が行う開発行為
- ④ 通常の管理行為、軽易な行為等を目的とする開発行為で、事例としては、次のような行為を目的とする場合が該当
 - ア．仮設建築物の建築
 - イ．車庫、物置等の付属建築物の建築
 - ウ．10㎡以内の増築、増設
- その他、都市計画事業、土地

区画整理事業等の施行として行う開発行為や、非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為などがあります。

(2) 許可を得て可能な開発行為

次の開発行為は、知事の許可を得ることによって可能です。

- ① 第二種特定工作物の建設を目的とする開発行為（第二種特定工作物については、立地制限がありません）
- ② その区域の周辺で生活している人の日常生活に必要なサービスの提供や物品を販売する施設（例・理髪店、食料品店等）の建築を目的とする開発行為
- ③ 市街化調整区域内の観光資源等の有効利用のため必要な建築物の建築を目的とする開発行為
- ④ 農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物の建築または第一種特定工作物の建設を目的とする開発行為
- ⑤ 府が国または中小企業事業団と一体となって助成を行う中小企業のための建築物の建築または第一種特定工作物の建設を目的とする開発行為
- ⑥ 既に市街化調整区域にある工場施設と密接に関連する事業のための施設の建築物の建築または第一種特定工作物の建設を目的とする開発行為

作物の建設を目的とする開発行為

- ⑦ 市街化区域内に建築することが不適当な建築物等のための開発行為
- ⑧ 幹線道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所、給油所等（ドライビングレストラン、ガソリンスタンド）のための開発行為
- ⑨ 集落地区計画が定められている区域において、その内容に適合する建築物または第一種特定工作物の建築等を目的とする開発行為
- ⑩ 市街化調整区域が定められた際、自己の居住用または業務用のための建築物等の建築等の目的で所有権等を有していた者が線引後6か月以内に届け出て、5年以内に行う開発行為
- ⑪ 原則として20ha以上の計画的な大規模開発
- ⑫ その他やむを得ない開発として次のような建築物の建築を目的とする開発行為が該当（一定の条件を満たす必要があります）
 - ア．農家等の分家のための住宅
 - イ．既存集落内の自己用の住宅
 - ウ．社寺、仏閣のための施設

設

- エ．準公益施設（例・地区集会所）
- オ．老人保健施設
- カ．有料老人ホーム
- キ．その他知事がやむを得ないと認めるもの
- ⑪⑫は、大阪府の開発審査会の審査を経て知事の許可を得ることとなります。

また、これらの立地審査のほかに、市街化区域における開発行為と同じ技術的基準に適合する必要があります。

(3) 建築行為の規制

市街化調整区域の規制の効果をより完全なものとするため、開発行為を伴わない建築行為等も規制の対象となります。

- ① 農林漁業を営む者の居住用建築物、農林漁業用建築物の建築
- ② 公益上必要な建築物等の建築、が該当します。

また、許可を得て可能な開発行為も開発許可の立地基準に適合するものが建築許可の対象となります。

なお、市街化調整区域が定められた際、既に存在する建築物については、その敷地内で、同用途で、ほぼ同規模、同構造の計画で、建て替え等を行う場合は、この制限は受けません。

農地の転用

市街化区域・市街化調整区域の区域区分がされると、市街化区域内の農地を転用しようとする場合は、農業委員会に対して転用の届け出をして、受理通知書の交付後転用できます。このとき、開発行為または建築行為について許可等の手続きが必要な場合はその手続きも経る必要があります。

市街化調整区域内の農地は、農業振興地域内の農用地区域と農用地区域以外の農地の2種類となります。

農用地区域の農地は、農用地として利用し、農業の振興を図る農地であるので、原則的に農地以外の地目への変更（転用）はできないことになっています。

一方、農用地区域以外の農地は、現在と同じく知事の許可を得て農地以外に転用することが可能です。しかし、開発を目的とする場合は、市街化調整区域における開発行為の要件に合致していることが必要です。

宅地造成許可

都市計画区域指定と同時に、宅地造成に伴う、がけくずれや土砂の流出のおそれが著しい市街地から市街地になろうとする土地の区域が、知事から宅地造成工事規制区域に指定される予定です。これは、造成された土地やその周辺の人の財産、生命の安全を確保するためのものです。そして指定された区域内で宅地造成に関する工事を行うには、知事の許可が必要となります。許可申請は村を経由して大阪府へ行い、技術基準のチェックを経て、許可を得ることになり、工事の完了後も完了検査を受けることとなります。

「宅地造成」とは、宅地以外

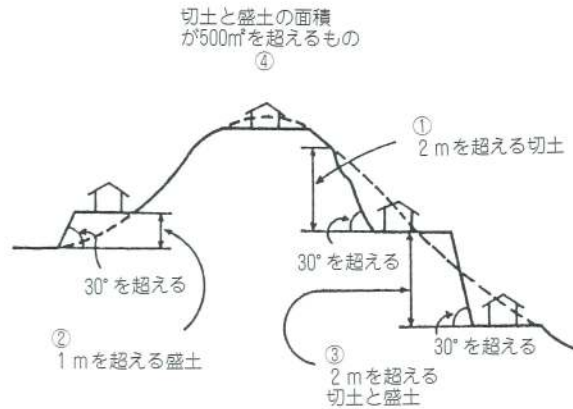
の土地を宅地にするため、または宅地で行う土地の形質の変更で、図4のいずれかに該当するものをいいます。

また、すでに宅地として利用している場合も、宅地の所有者や占有者等は災害が生じないようその宅地を安全な状態に維持する義務があります。

都市施設の都市計画決定に伴う開発等の制限

都市計画区域では、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を進めていくこととなります。市町村または知事は、土地利用や交通などの現状と将来の見通

図 4



しから、整備の際の効率性、整備後の機能性などを考慮して、都市施設の適切な規模と配置を決定（都市計画決定）します。この場合、その予定地が個人所有の土地でも都市計画決定を行います。

都市計画決定がされると、都市施設を設置するために必要な土地として計画された区域内では、その土地などの権利者の権利に一定の制限が加えられることとなります。都市計画施設の区域内で建築物の建築をしようとする場合は、知事の許可を得なければなりません。許可されるのは、その建築が、都市計画施設に関する都市計画に適合し、または、その建築物が①階数が2以下で、地階を有しない、②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造、のいずれもの条件を満たし容易に移転または除却できるものの場合です。

また、許可の基準に適合している場合であっても、知事が指定したものの区域（事業予定地）内における建築物の建築については、許可されないことがあります。近い将来に、都市計画事業として行う場合は、短期間のうちに建築物を移転、除却する必要があるため、経済的な損失が大きいため許可されません。

都市計画区域指定までの建築確認申請について

都市計画区域指定前に建築確認申請をする場合で、その建築

適合しているのに不許可となった場合、土地の所有者は、知事または土地の買い取りの申し出の相手方とされた者（村から知事に対して事業予定地の指定を行うよう申し出ることができ、このような場合は、知事は村を買い取りの相手方として定めることができます）に対してその土地を買い取るよう申し出ができません。そして、申し出られた者は、その土地の利用に著しい支障をきたすと判断し、特別な事情がない場合は、その土地を時価で買い取らなければなりません。

また、市街化区域内で、都市計画施設に関して事業予定地の指定がされた土地の所有者は、その土地を有償で譲り渡そうとする場合は、予定対価の額、譲り渡そうとする相手方等を知事または土地の買い取りの申し出の相手方とされた者に届け出なければなりません。そして、知事（土地の買い取りの申し出の相手方とされた者）は、その土地を、届出書に記載された額で買い取ることができます。

＜問い合わせ＞

- ・都市計画課
- ・農林商工課（農地の転用）

予防接種が変わります

平成6年10月1日から、予防接種に関する法律の一部が改正されました。

これまで予防接種は、「受けなければならぬ」という義務接種とされていましたが、「受けるようにつとめなければならぬ」という勧奨接種に変わります。

また、したがって受ける側も予防接種の必要性や効果、副反応等正しい知識をもって納得し、たうで受けることになります。また、より安全な予防接種を実施するために、接種会場での体温測定や予診の充実、そのほか接種後の健康被害の救済措置の充実など大幅に改正されました。

なお、4月1日から各予防接種の対象年齢等が次のように変わります。

三種混合予防接種 (ジフテリア・百日咳・破傷風)

対象者
●第1期
生後12か月～48か月未満の人で、3～8週間の間隔をおいて3回接種

●第2期
第1期3回目完了後、12～18か月の間に1回接種

※三種混合予防接種の対象年齢は、4月以降上記の表のように変わりますので注意してください。なお、日程については次のとおりです。

注意事項

●当日は朝から、こどもの状態をよく観察し、ふだんと変わったところがないか確認してください。

●朝の体温を測定してきてください。(発熱している人は受

種 類	3 月末までの対象年齢と回数		4 月以降の対象年齢と回数	
ポ リ オ (小児マヒ)	生後3 か月～48か月、 6 週間以上の間隔で 2 回		生後 3 か月～90か月、 6 週間以上の間隔で 2 回	
三 種 混 合 (ジフテリア 百 日 咳 破 傷 風)	1 期	生後12か月～48か月、 3～8 週間の間隔で続けて 3 回	1 期	生後12か月～90か月、 3～8 週間の間隔で続けて 3 回
	2 期	1 期完了後12か月～18か月の間に 1 回	1 期追加	1 期完了後12か月～18か月の間に 1 回 (生後90か月まで)
ジ フ テ リ ア	12歳に達する日の属する年度に 1 回		小学校 6 年生に 1 回	
麻 し ん (は し か)	生後12か月～72か月の間に 1 回		生後12か月～90か月の間に 1 回	
風 し ん	中学校 2 年生の女子に 1 回		生後12か月～90か月の間に 1 回 中学校 2 年生に 1 回	
日 本 脳 炎	3 歳～15歳、 初回⇒1～2 週間の間隔で 2 回 翌年追加⇒初回完了後おおむね1年後 1 回 追加⇒小学校 2・5 年生と中学 2 年生に各 1 回		1 期初回	生後36か月～90か月の間に 1～2 週間の間隔で 2 回
			1 期追加	生後36か月～90か月の間で 1 期初 回終了後おおむね 1 年おいて 1 回
			2 期	小学校 4 年生
			3 期	中学校 2 年生

ページ

L i f e

1回目	2回目	3回目	4回目	時 間	場 所
3月27日(月)	4月24日(月)	5月17日(水)	6月19日(月)	午後1時30分 ～ 3時	村診療所
3月29日(水)	4月26日(水)	5月22日(月)	6月21日(水)		

※接種会場・時間は前回と変更になっていきますのでご注意ください。

富田林保健所の3歳児健診が3歳6か月児健診に変わります

現在富田林保健所で行っている3歳児健診は、3歳6か月児健診に変わります。

平成4年4月生まれ以降の人については、10月から富田林保健所で始まる3歳6か月児健診へお越しください。

〈問い合わせ〉

富田林保健所 ☎2681

子宮がん・乳がん・胃・大腸がん検診

「子宮がん」「乳がん」「胃・大腸がん」検診を行います。日ごろ健康に自信がある人も、年に1回は検診を受けましょう。

対象 村在住の30歳以上の人
費用 無料
申し込み 3月20日(月)まで(回覧板または電話で)

▽大腸がん検診は、胃がんとセットになっていますが、胃がん検診だけを、検診日の前3か月以内に受けられた人、または後3か月以内に受けられる予定の人は、大腸がん検診のみを受診できます。

▽大腸がん検診は簡単に受けら

れます。食事制限の必要はなく、スティックで便を少しとるだけで検査できます。

▽乳がん検診は、今年度から触診・超音波検査がセットになりました。乳がん検診は4月と5月の4回のみです。(秋にはありません)

▽申し込みのない場合、検診当日の受付はできません。

▽申し込まれた人で当日受診できなくなった場合には必ず連絡をしてください。

なお、当日は血圧測定等健康相談も行います。

〈問い合わせ〉健康福祉課

	月 日	場 所	時 間
子宮がん	4月10日(月)	役 場 庁 舎 別 館	午後 1 時30分～ 2 時30分
	4月17日(月)	小吹台老人憩の家 (小吹台地域会館)	
胃・大腸がん	4月18日(火)	小吹台老人憩の家	午前 9 時15分～11時00分
	4月19日(水)	(小吹台地域会館)	
	4月20日(木)	金剛登山口バス停前	
	4月23日(日)		
	4月24日(月)	役 場 庁 舎 別 館	
	4月25日(火)		
乳がん	4月27日(木)	役 場 庁 舎 別 館	午前 9 時30分～11時30分 午後 1 時 ～ 3 時30分
	4月28日(金)	小 吹 台 連 絡 所	
	5月24日(水)		
	5月26日(金)	役 場 庁 舎 別 館	

健康の

H e a l t h y

赤ちゃん会

赤ちゃんについての育児・健康相談を行いますので、母子手帳を持参のうえ、お越しください。

日時 3月14日(火)
午後1時30分～3時

場所 くすのきホール(会議室)
内容・医師による診察(0歳児と希望者のみ)

・保健婦による育児相談
・身体計測

〈問い合わせ〉健康福祉課

育児ワンポイントメモ

インフルエンザ、突発性発疹などで高熱がでるときに、ひきつけ(けいれん)を起こすことを「熱性けいれん」といいます。生後6か月～6歳ぐらいの乳幼児に多い症状で、全身をぞらせて白目をむきますから、たいいていの人は驚きますが、ひきつけは1～5分(長くても10分以内)でおさまるのが普通です。

① ひきつけが起こったときは――
衣服をゆるめて、おさまるのを待ちます。(余裕があれば時間をみておく)

② 口の中に物を入れるのは、かえって危険なのでやめましょう。

③ ひきつけがおさまったら、かかりつけの医師の診察を受けて、発熱の原因となる病気の治療を受けましょう。夜間の場合、ひきつけがおさまったあと、顔色や呼吸のしかた、泣き方などに特に心配なところがなければ、受診は朝まで待つて熱を下げる処置をあげてください。

④ ※もし、ひきつけが15分以上も続く場合には、救急車をよびましょう。

お知らせ

春季ソフトボール 大会参加チーム募 集

村ソフトボール連盟では、春季大会の一般参加チームを募集しています。

対象は、16歳以上の村在住・在勤・在学者で構成するチームです。

日時 4月9日(日)・16日(日)
場所 村民運動場
費用 3,000円(1チーム)
受付 3月19日(日)まで

なお、組み合わせ抽選会は3月25日(土)午後7時から行います。
〈申し込み・問い合わせ〉
・尾谷 行雄 ☎720630
・海洋センター ☎727183

働く女性のパソコン 会計処理講座

南大阪労働事務所では、会計処理ソフトの基本操作を習得する講習会を行います。

受講希望者は、返信用封筒(切手貼付、あて名記入)を同封のうえ、住所、氏名、年齢、電話番号、勤務先(電話番号も)を記入し、申し込みください。
期間 4月6日(木)・11日(火)・13日(水)(全3回)
午後1時～5時
場所 南大阪労働事務所(地下鉄・南海なかもず駅から)

男性のための介護 講座参加者募集

これからの高齢者社会に向けて、男性にも介護について関心をもってもらい、そして介護に関わってもらうために「男性のための介護講座」を開催します。講座は二日間(2回シリーズ)です。参加希望者は、電話または往復はがき(住所・氏名・年齢を記入)で申し込みください。

日 時	内 容
3月19日(日) 午後1時～4時10分	・介護ってどんなものでしょう ・みんなで支えあう高齢社会
3月26日(日) 午前10時～午後4時15分	・だれでもおいしく食べやすい食事を ・車いすで外出するには ・上手に使う福祉機器

場所 大阪府立介護実習・普及センター
定員 20人(先着順)
費用 無料
〈申し込み・問い合わせ〉
大阪府立介護実習・普及センター(☎567茨木市大住町8-11)
☎0726263381

対象 女性(の在職者で簿記3級程度の知識のある人)
定員 15人(応募多数の場合は抽選)
費用 5,000円程度
受付 3月20日(月)まで(当日消印有効)

〈申し込み・問い合わせ〉
大阪府南大阪労働事務所「パソコン会計処理講座」係
(☎591堺市長曽根町130の23 堺商工会議所会館5階)
☎0722256533

再就職をめざす女性 の簿記3級講習 会

南大阪労働事務所では、6月実施の日本商工会議所の簿記3級検定試験合格をめざして、簿記の基本を習得する講習会を行います。

対象は、再就職を希望する大阪府在住の女性で、全日程出席可能な人に限ります。(過去にレディスワーク講習会で簿記3級を受講した人、および学生、在職者は不可)

受講希望者は、往復はがきに住所、氏名(返信用も)、年齢、電話番号、受講の動機を記入し、堺市労働福祉課「簿記3級講習会」係(☎590堺市南瓦町3の1)へ申し込みください。(1

世帯1通有効)
期間 4月18日(火)～6月9日(金)の毎週火・水・金曜日(全21回)
場所 サンスクエア堺(JR堺市駅から徒歩5分)

定員 30人(応募多数の場合は抽選)
費用 無料(ただし教材費として3,000円程度必要)
受付 3月14日(火)まで(当日消印有効)

〈問い合わせ〉
大阪府南大阪労働事務所
☎0722256533
堺市労働福祉課
☎07222287404

身元を捜す特別相談所開設

大阪府警では、「行方不明者等の身元を捜す特別相談所」を開設します。

もし、長期間にわたって所在が不明のご家族がおられましたら、気軽にご相談してください。

期間 3月18日(土)・24日(金) 午前9時～午後5時
場所 四天王寺境内 亀の池南側(大阪市天王寺区四天王寺1-11-18)
〈問い合わせ〉
富田林警察署 刑事課または生活安全課 ☎251234

飼犬の登録制度が変わります

登録および狂犬病予防注射をしましょう
4月1日から、従来毎年行っていた飼犬登録が犬の生涯に1回の登録となります。

■登録および狂犬病予防注射
平成7年度は、4月5日(水)と6日(木)に表のとおり巡回により登録および狂犬病予防注射を行います。

もし、両日とも都合が悪くてこれならない場合は、最寄の獣医院において狂犬病予防注射を済ませたのち、役場健康福祉課まで登録にお越しください。

登録は、犬の取得した日(生後90日を経過する日)から30日以内に行ってください。
また、次の事項についても30日以内に届け出をしてください。

〈問い合わせ〉健康福祉課

月 日	時 間	場 所
4月5日(木)	午前9時30分～9時50分	桐山老人憩の家下二河原辺ちびっこ老人憩の広場
	10時00分～10時20分	水分神社下
	10分30分～10時50分	川野辺老人憩の家前
	11時00分～11時20分	千早赤阪農協本所前
雨天の場合 4月13日(木)	11時30分～11時50分	役場庁舎前
	午後1時10分～1時40分	森屋消防倉庫前
	1時50分～2時20分	森屋西口バス停前
	2時30分～2時50分	千早老人憩の家前
4月6日(木)	3時10分～3時40分	吉年老人憩の家前
	午前9時30分～9時50分	小吹老人憩の家前
	10時00分～10時20分	中津原集会所前
	10時30分～11時10分	上東阪消防倉庫前
雨天の場合 4月14日(金)	11時20分～11時40分	千早赤阪農協千早支所前
	午後1時10分～1時40分	小吹台連絡所前
	2時00分～4時00分	

なお、時間については、前後する場合がありますのでご了承ください。

ダイヤモンドトレールチャレンジ登山

なみはや国体(平成9年)の山岳コースを歩いてみませんか。

大阪府山岳連盟では、第21回大阪府ダイヤモンドトレールチャレンジ登山を行います。

参加希望者は、太子町立総合スポーツ公園にお越しください。

当日、認定書や軽食・水の補給等があります。また、安全パトロール等は大阪府山岳連盟が行いますが、小学生以下の参加は保護者同伴でお願いします。

月日 4月9日(日)
受付 午前6時30分～9時30分
場所 太子町立総合スポーツ公園(近鉄上ノ太子駅より)

初級コース 太子町立総合スポーツ公園→二上山→葛城山頂
中級コース 初級コース→金剛山頂
上級コース 中級コース→天見(南海天見駅)
費用 2,000円(参加賞代含む)
〈問い合わせ〉
大阪府山岳連盟事務所
☎06136410933
・教育委員会事務局指導課
☎721300

第628回府民劇場 上方落語特撰

一金剛・葛城・二上
やまなみエリアコミュニティイベント

▷出演 笑福亭 仁鶴、桂 文福、林家 染丸など
▷日時 4月21日(金) 午後6時30分開演(午後6時開場)
▷会場 太子町立万葉ホール(太子町役場内)
▷入場料 一般前売り券 1,000円(当日券 1,200円)
割引前売り券 500円(当日券 600円)
※全席自由席

チケットは、3月1日(火)から太子町企画調整課、チケットぴあ(☎06-363-9999)などで発売します。

〈問い合わせ〉太子町企画調整課 ☎980300

APECに向けて

アジア太平洋経済協力会議(APEC)が11月16日から19日まで開催されます。大阪府警察では、警戒警備に全力をあげて取り組みますので、皆様のご協力をお願いします。



短歌コーナー

野手憲一
老いてゆく日々と思はね裸樹林の彼方に燃ゆる冬の残照
吉岡 薫子
無援の生清しと思う野ぼたんの茎つたいゆく蟻の歩みよ
建石 寿子
年終わる夜に書きとむる吾が思い代り映えなし三年日記
松田 美智子
福引きの赤玉五つころげ出て瞬時に夢の萎みし夕べ
内田 あき子
地震にて倒れし家より猫いだき助けられたる人の笑ましき
東條 ひろ
予期もせぬ地震におののく心静めん金剛山の山並朝明け初む
菊井 由起子
崩れゆくバベルの塔のさまなして高速は地震に沈めり

この一票 あなたがつくる よい政治

**4月9日(日)は、大阪府議会議員選挙
と大阪府知事選挙の投票日です**

投票できる人

昭和50年4月10日以前に生まれた人で、平成6年12月30日以前から引き
続き千早赤阪村の住民基本台帳に記載されている人

※最近、住所を異動された人は、投票の場所等が変わることがありますの
で、次の表をご覧になってお間違えのないようにしてください。ただし、
最近2回以上住所を異動された人は、取り扱いの異なる場合があります。

届 け 出 の 別		転入届け出の日	投票場所・投票の可否
千早赤阪村 へ転入して きた人	他府県から転入	12月30日以前	千早赤阪村で投票
		12月31日以後	投票できません
	大阪府内の他の 市町から転入	12月30日以前	千早赤阪村で投票
		12月31日以後	前住所地で投票(※1)
投票日(4 月9日)ま でに転出し た(する) 人	他府県へ転出	全 期 間	投票できません
	大阪府内の他の 市町へ転出	12月30日以前 (新住所地の転 入届け日)	新住所地で投票
		12月31日以後 (新住所地の転 入届け日)	千早赤阪村で投票 (※2)

※1:千早赤阪村住民課で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨
の証明書」が必要です。

※2:転出先の市や町の住民課などで発行する「引き続き大阪府内に住所
を有する旨の証明書」が必要です。

不在者投票

仕事や旅行、出産などのやむをえない用務のために、投票日当日投票所
へ行けない人は、不在者投票をすることができます。

▷期 間 知 事＝3月23日(木)～4月8日(土)

府議会＝3月31日(金)～4月8日(土)

▷時 間 午前8時30分～午後5時

▷場 所 不在者投票所(役場1階)

※不在者投票の際には印鑑を持参のうえ、必ず本人がお越しください。

※病院に入院中の人や老人ホーム等に入所中の人については、不在者投票
のできる指定施設であれば、その施設で投票ができますので、投票を行
う旨をその病院や老人ホーム等に申し出てください。

〈問い合わせ〉選挙管理委員会事務局 ☎720081

通院医療費も助成します

現在、村では、0～6歳
児の入院医療費の助成をし
ていますが、4月からは0
歳児と1歳児の通院医療費
も助成します。



関の発行するもの)

②印鑑

③保護者名義の預金口座番号の
分かるもの

交付申請手続きは

この制度により助成を受ける
には、あらかじめ手続きが必要
です。交付対象者には後日通知
します(当初のみ)。通知を受け
た保護者は、①健康保険証②通
知書(はがき)③印鑑を持って、
3月27日(日)以降に保険年金課で
手続きをしてください。

なお、2～6歳児(小学校就
学前の児童)については、従来
どおり入院医療費のみ助成しま
す。(ただし、保護者の前年所
得が児童手当の特例給付制限額
未満であること)

〈問い合わせ〉保険年金課

春の全国火災予防運動

3月1日～7日

安心の
暮らしの中心
火の用心



アルバイト職員登録募集

村では、アルバイト職員の登録を募集しています。登録希望者は、秘書
課にある登録申請書に必要事項を記入の上、履歴書(写真添付)、免許資格
の写し(必要な職種のみ)を添えて申請してください。

アルバイト職員は、必要の都度、登録者の中から選考し、採用します。

なお、既に登録済の人は必要ありません。また、登録は年間を通して常
時受け付けています。

〈申し込み・問い合わせ〉秘書課

募集職種	応募資格	勤 務 時 間	賃 金
一 般 事 務	おおむね55歳までの人	月～金曜日の午前9時～午後5時30分	日給 5,300円
運 転 手	大型免許所持者	勤務を必要とする日、または、時間	日給 5,000円～10,000円
くすのきホール受付員	おおむね50歳までの人	火～日曜日の午前9時～午後5時30分	日給 5,300円
くすのきホール清掃員	おおむね50歳までの人	火～日曜日の午前9時～午後5時	時給 760円
くすのきホール警備員	おおむね65歳までの人	火～日曜日の午前9時～午後10時	
学校給食センター配せん員	おおむね50歳までの人	月～金曜日の午前11時～午後2時	
海洋センター警備員	おおむね20～65歳の人	日曜日・祝日の午前9時～午後5時	日給 5,300円
海洋センター清掃員		6月1日～10月31日の午前9時～午後5時30分 年間 午後5時～9時30分	
海洋センタープール監視員	16歳以上の 人	5月31日～7月18日と 9月1日～30日の 土・日曜日、祝日は 午前9時～午後9時(3部制) 火～金曜日は 午後5時～9時 7月19日～8月31日の 午前9時～午後9時(3部制)	時給 760円
野外活動センター警備員	おおむね20～65歳の人	6月1日～9月30日の 午前9時～午後5時	日給 8,000円
野外活動センター夜間警備員		6月1日～9月30日の 午後5時～翌朝9時	
コミュニティパーク草刈り清掃員	おおむね65歳までの人	週3回程度 午前9時～午後5時	日給 5,200円
埋蔵文化財発掘調査員	調査経験のある人	年間 午前9時～午後5時	

これだけは守ろう
「火の用心」七つの要点

- ①タバコの投げ捨て、寝タバコをしない。
- ②こどもに、マッチやライターで遊ばせない。
- ③風の強いときは、たき火をしない。
- ④天ぷらを揚げるときは、その場をはなれない。
- ⑤家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ⑥ふろの空だきをしない。
- ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

3月は、空気が乾燥している
うえ、春一番などの強風が吹く
など、火災の発生しやすい条件
がそろっています。
いま一度、家族全員で「火の
用心」について話し合っ
てください。

保 険 料

納め忘れはありませんか

国民健康保険、国民年金保険料の納め忘れはありませんか。もう一度、お手元の納付通知書をお確かめのうえ、もし納め忘れていた保険料があれば、今すぐ納めましょう。

保険料の納め忘れを防ぐためにも、便利な口座振替制度をおすすめします。
〈問い合わせ〉保険年金課

国民健康保険料
国民年金保険料
水道料金
は
便利な口座振替で

福 祉

児童手当の認定請求書の提出を

出生や転入等により、新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、「児童手当認定請求書」の提出が必要です。

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月分から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

▷支給対象

児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

▷児童手当の額（月額）

- ・第1子 5,000円
- ・第2子 5,000円
- ・第3子以降 10,000円

▷児童手当の支給

毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

▷特例給付

所得制限により児童手当をうけられないサラリーマン（厚生年金等に加している人）については、その人の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

▷認定請求に必要な書類等

- ・年金加入証明書または申立書
- ・印鑑
- ・請求者の銀行等の口座番号
- ・その他必要に応じて、提出する書類があります。

〈問い合わせ〉健康福祉課

住 民 票

3月1日から続柄の記載が変わります

近年のプライバシー意識の高揚など社会情勢の変化に即した対応として、個人のプライバシー保護を目的に、3月1日から、住民票の世帯主との続柄（嫡出子、養子、養父母、非嫡出子など）の記載を区別せずに統一して記載することになりました。

なお、これは住民票の世帯主との続柄の記載の変更で、親族関係に何ら影響はありません。

詳しくは、住民課まで問い合わせください。

〔例〕

2月28日までの続柄	3月1日からの続柄
世帯主	世帯主
妻	妻
長男、次女	子
長男の長男	子の子
長男の妻	子の妻
養父（養母）	父（母）
養子	子
子	子

〈問い合わせ〉住民課

募 集

青少年リーダー会リーダー募集

あなたもボランティア活動をしていませんか。青少年リーダー会では、こども会のキャンプ指導などにあたるリーダーを募集しています。野外活動に興味のある人、こどもたちとレクリエーションやゲームを楽しんでみたい人、明るく元気な仲間があなたの参加を心待ちにしています。特に高校生・大学生の方は大歓迎です。

〈申し込み・問い合わせ〉

海洋センター ☎727183

小・中学生バレーボール教室参加者募集

村バレーボール連盟では、現在、小・中学生バレーボール教室（男子）を開催していますが、今月から女子の部

も行うことにしました。

初めての人でも、やさしいコーチが基本から楽しく教えてくれます。たくさんの方の参加を待っています。

▷日時 毎月第2土曜日

午前9時～正午

▷場所 海洋センター（アリーナ）

▷対象 小学4年生～中学生

▷備考 運動できる服装・体育館シューズなど持参

〈申し込み・問い合わせ〉

海洋センター ☎727183

野外活動センター

村内対象利用抽選会

村教育委員会では、野外活動センター（開場期間＝6月1日～9月30日）の村内対象の利用抽選会を行います。

なお、村外の人を対象とした利用抽選会は5月5日に行う予定です。

▷月日 4月9日（日）

▷受付 午後1時～1時30分

▷場所 海洋センター

▷対象 村在住・在勤・在学者のグループ・団体

〈問い合わせ〉

海洋センター ☎727183



施設・電話番号案内



金剛山積雪情報サービス
☎740141

- 千早赤阪村役場 [水分180] — ☎720081
- 小吹台連絡所 [小吹68-830] — ☎727600
- 自然休養村管理センター・農林商工課 [森屋962] — ☎721447
- くすのきホール・教育委員会事務局 [水分263] — ☎721300
- B & G 海洋センター（月曜日休館） [東阪255-1] — ☎727183
- 郷土資料館（月曜日休館） [水分266] — ☎721588
- 学校給食センター [桐山258] — ☎721112
- 金剛山ロープウェイ [千早9] — ☎740128
- 香楠荘（木曜日休館） [千早1313-2] — ☎740321
- 診療所（第2・第4土曜日休業） [水分195] — ☎720038

◎救急車・病院紹介 ☎248199（はいきゅうきゅう） ◎火災（村役場） ☎119

相 談

行政相談	3月16日（木）	午後1時～3時	役場庁舎別館（第3会議室）
心配ごと相談	3月2日（木）・16日（木）・4月6日（木）	午後1時～3時	役場庁舎別館（第3会議室）
たのしく食べてヘルシーアップ（食生活・健康についての相談会）	3月24日（金）	午前9時30分～11時30分	役場庁舎別館（第3会議室）、先着2人、要予約（健康福祉課まで）

ご み 収 集

普通ごみ収集	3月3日（金）・7日（火）・10日（金）・14日（火）・17日（金）・21日（火）・24日（金）・28日（火）・31日（金）・4月4日（火）・7日（金）		
粗大ごみ収集	3月1日（水）・4月5日（水）		
資源ごみ収集	3月15日（水）		空き缶・空きびん

富田林保健所 ☎232681

4か月児健診	3月6日（月）・20日（月）・4月3日（月）	受付 午後0時30分～1時	母子手帳・ミルク・オムツ・筆記用具持参
保健所赤ちゃん会	3月8日（水） 3月16日（木）	受付 午後1時～2時	富田林保健所、母子手帳持参 金剛団地中央集会所、母子手帳持参
3歳児健診	3月3日（金）	受付 午後0時30分～1時	母子手帳・歯ブラシ・早朝尿持参
幼児歯科検診	3月10日（金）（平成5年3月生まれ） 4月14日（金）（平成5年4月生まれ）	受付 午後1時～1時30分	母子手帳・歯ブラシ持参、希望者のみフッ素塗布（390円）・カリオスタット（571円）実施
マタニティ教室	3月7日（火）・14日（火）・28日（火）	午後1時～	母子手帳・筆記用具持参
一般健康相談	3月1日（水）・8日（水）・15日（水）・22日（水）・29日（水）・4月5日（水）	午前9時30分～11時	

人 の 動 き

総人口 7,690人（+6） 男 3,732人（+2） 1月末日現在、
世帯数 2,156戸（+6） 女 3,958人（+4） （ ）は対前月比

ごみの減量にご協力を

大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議では、ごみ減量化等の具体的な行動の一つとして、平成4年9月から、エコショップ制度を展開しています。

●エコショップ制度とは

広く消費者に支持される環境にやさしい店に「エコショップマーク」を店

—あなたのお店もエコショップに—

頭に掲示していただき、簡易包装等ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、住民・業界・行政等が一体となってごみ減量化・リサイクル運動の展開を図ります。

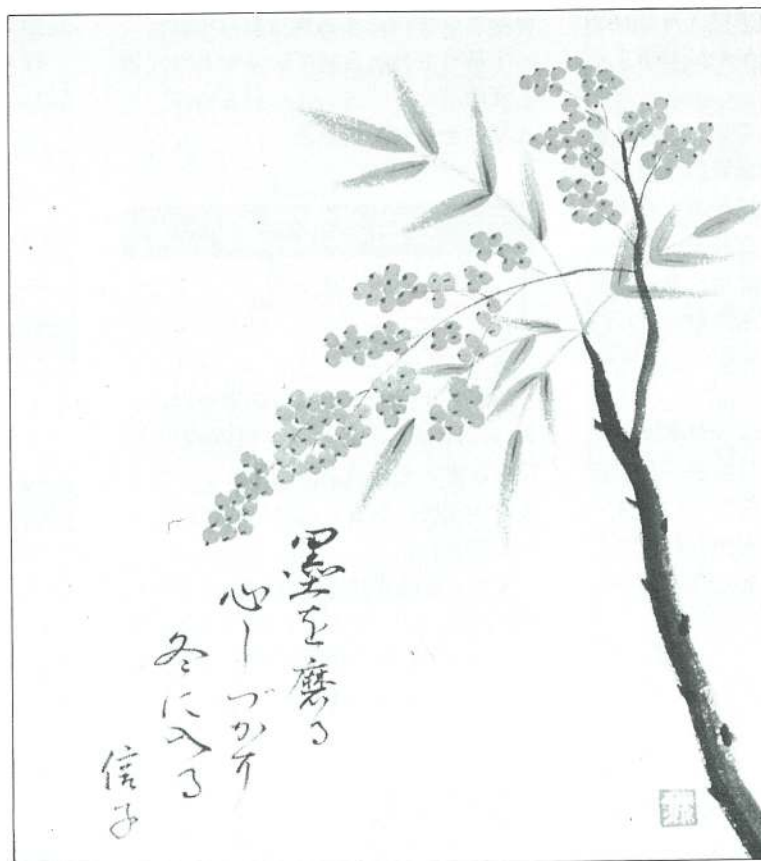
あなたのお店もエコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）とし

て、環境にやさしい店づくりにご参加ください。

●「エコショップ店」になるには

所定の申込書で申し込みください。エコショップになっていたいただいたお店には、ステッカーをお渡しします。

詳しくは住民課まで。



「南 天」

南天は、「難を転ずる」といわれる縁起木で、庭によく植えられます。

南天は花の後、丸い小さな実を穂のようにつけ、赤く熟して美しく、祝儀の花材としても重用されます。

災害を転じて平和な年にしたいものです。

(作品提供 / 俳画クラブ)



千早赤阪村